

2003年 3月19日 改定
2008年 5月13日 改定
(標準事業委員会承認)

日本機械学会基準制定ガイドライン

ISO・JIS・学会基準委員会は、本ガイドラインに基づいて基準制定の可否を審議するので原案作成に当たって十分に参照して下さい。

1. 学会基準としての必要性・目的意識と基準の利用分野・利用者が明確であること。誰が何のためにこの基準を利用するのかが明確であること。利用者数の多い基準は制定の優先度が高いが、利用者数の少ない分野でも必要性の高い基準は制定する。
2. 基準の利用分野・利用者の中に対立・競合する分野（例えばユーザーとメーカーなど）が有る場合は、対立点・競合点の有無が明確であること。
対立・競合分野の利害が一致している基準の優先度は高いが、利害が一致しない場合でも対立点・競合点が明確で上記1項を満たす基準は制定する。
3. 新しい基準かどうか（既存の類似規格・基準等はないか、他の学協会で先に取り上げていないか）が明確であること。
新規性の高い基準ほど制定の優先度が高いが、類似規格等がある場合でもそれらとの違い・関連が明確で、上記の項目を満たす基準は制定する。
4. 基準の国際性（国際規格の有無やそれらとの関係、国際化への貢献度など）が明確であること。
国際性の高い基準ほど制定の優先度が高いが、国内独自の基準でも上記の項目を満たす基準は制定する。
5. 基準の問題点の有無とその内容、有効期間、見直しの必要性とその時期と改定条件などが明確であること。
完成度よりも即時性と発展性の高い基準ほど制定の優先度が高い。
6. 基準の頒布部数、頒布方法（複写頒布か印刷出版かなど）、頒布価格に対する意見が明確であること（頒布に対する責任の明確化）。
7. 基準に基づいてなされた行為や結果または基準に関係する特許などに対する責任の所在について、意見が明確であること。
8. 公衆審査を経ていること。